

〈平成25年6月17日〉

平成25年度 山梨県消費生活紛争処理委員会 議事録

○日 時 平成25年5月31日(金) 午前10時30分～11時40分

○場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

○出席者(敬称略)

[委 員] 小林委員、権守委員、清水委員、中村委員、新田委員、水上委員

以上6名(50音順)

[事務局] 企画県民部 岩波部長

消費生活安全課 古屋課長、広瀬総括課長補佐、小沢課長補佐、武井主査、功刀副主査、丸山職員

県民生活センター 鈴木所長、古谷主査 以上9名

○傍聴者数 0名

○会議次第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 企画県民部長挨拶

4 委員自己紹介

5 議事

(1) 山梨県における消費者行政の概要について

(2) 山梨県県民生活センター相談及びあっせん状況について

(3) 山梨県消費生活紛争処理委員会について

6 閉 会

【議 事】

(議長) それでは、議事に入りたいと思います。まず、次第に従いまして議事の1番目であります「山梨県における消費者行政の概要について」事務局から説明をお願いします。

事務局から資料1により説明

(議長) ありがとうございました。只今のご説明に対しまして、委員の皆様からご質問、併せて何かご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、次の「山梨県県民生活センター相談及びあっせん状況について」説明をお願いします。

事務局から資料2により説明

(議長) はい、ありがとうございました。それでは、只今のご説明に対しまして、委員の皆様からご質問、併せて何かご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 消費者からの相談ですが、相手の業者の方に苦情等を言う前に、センターへ相談に来るケースが多いのか、業者の方とやり取りをした後に相談に来られるケースが多いのか、その辺の割合はいかがでしょうか。

(県民センター所長) 割合は把握していませんが、どちらのケースもあります。業者に対して何の働き掛けもせずに相談があった場合は、事案にもよりますが、まず、業者と話をさせていただき、その結果でセンターにご相談いただくように話をしております。消費者が自立するためにも、差し迫った状況でない限りは、まずご自身で業者とお話をさせていただくよう案内をしております。

(議長) はい、他にございますか。

(委員) 初めてなのでお聞きしたいのですが、あっせん案件についてセンターで不調となった場合、この紛争処理委員会に上がってくる可能性があるとのことですが、過去にそのような事例があるのか実数等が分かりましたら教えていただけますか。

(県民生活センター所長) 少なくとも5年間はありません。国民生活センターも4、5年前にADRセンターを設置し紛争解決をしておりますが、いずれも消費者の了承がないと上げられません。実際、諦めてしまう方もいらっしゃいます。

(議長) 他にはございますか。

(委員) 事業者と連絡がとれなくなったというケースがありますが、その場合には警察は入らないのですか。

(県民生活センター所長) 刑法犯的な詐欺や窃盗等の事案であれば警察に報告しますし、日頃から情報提供をしております。解決した事案についても、犯罪性があれば情報提供をしますし、警察からも注意喚起があります。

(議長) 他にはよろしいでしょうか。では、私からよろしいでしょうか。平成24年度の相談件数に占めるあっせん率が4.8%とありますが、あっせん率につきまして、ここ数年のデータがありましたら教えていただけますか。

(県民生活センター所長) 率は出しておりませんが、平成23年度の相談件数4,572件のうちあっせんして解決した数が197件、不調が16件で合計213件です。あっせん件数は、22年度が147件、21年度が167件です。不調に終わった件数をみますと19年度21件、20年度

9件、21年度19件、22年度17件、23年度16件、24年度が13件となっております。

(議長)他によろしいでしょうか。それでは、「山梨県消費生活紛争処理委員会について」事務局から説明をお願いします。

事務局から資料3により説明

(議長) はい、ありがとうございます。それでは、只今のご説明に対しまして、委員の皆様からご質問、併せて何かご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律案」は国会で審議中でしょうか。また、確認ですが、1段階目の確認訴訟で棄却の場合も2段階目に影響が及ぶのでしょうか。

(小沢補佐) 法案は、今、国会に提出されております。また、棄却の場合は、2段階目への影響はありません。

(議長) はい、では3番目の議題も以上とさせていただきます。その他何かご意見等はございますか。それでは以上で、議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。